

## ごみ収集カレンダーへの広告掲載基準要綱

### 1. 掲載内容

- (1) 商業広告及びこれに類するもの

### 2. 掲載基準

広告の選択、掲載にあたっては、ごみ収集カレンダーとしての立場を損なわないよう、市民生活の利便性向上に資する内容であることを考慮し掲載の可否を決定する。基本的には、次の場合には掲載できない。

- (1) 政治活動及び宗教活動に関係のあるもの
- (2) 名刺広告及びこれに類すると思われるもの
- (3) 社会問題についての意見広告
- (4) 風俗営業に関するもの及びこれに類するもの（風俗営業等取締法で規定する風俗営業）
- (5) 公序良俗に反するもの
- (6) 必要以上に消費者の購買欲等をそそるとと思われるもの
- (7) 貸金融等いわゆる“町の金融”に関するもの
- (8) 不動産の売買に関するもの
- (9) 通信販売に関するもの
- (10) 本市が推奨していると誤解される恐れのあるもの
- (11) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律および、矢板市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の主旨に反するもの
- (12) その他、広報紙に掲載することが不相当と市長が認めるもの

### 3. 広告料金

- (1) 大（たて8センチよこ8.5センチ） 30,000円
- (2) 小（たて5.5センチよこ8.5センチ） 30,000円

### 4. 申し込み

- (1) 「広告掲載申込書」に必要事項を記入のうえ、発行日の30日前までに、くらし安全環境課に申し込むものとする。
- (2) 広告料金は前納とする。

### 5. 掲載方法

- (1) 申し込み内容を審査し、受付順に掲載する。
- (2) 掲載回数に制限はないが、広報情報量や掲載希望者が多い場合は、調整することができる。
- (3) 広告の位置は、小がカレンダー掲載面の下段、大がごみの分別方法掲載面の下段とする。

- (4) 広告の掲載数は、大、小とも3口とする。
- (5) 広告は、4色刷りとする。
- (6) 広告の版については、広告主の責任とする。

附 則 この要綱は、平成28年11月1日から施行する。